

# 資本の企業会計法構造 (その2)

工藤 市兵衛\*, 早川 巖\*

## The Structure of the Business Accounting Method in the Capital (Ⅱ)

Ichibei KUDO, Iwao HAYAKAWA

資本と利益は、貸借対照表貸方のいわゆる「資本の部」を両分するという基本的関係にあるので、両者は、たがいに規定し合う。ほんらい利益との関係で実質的な基礎の上に立っていた法定資本の概念がしだいに抽象化され、それに加えて資本と株式の関係の切断によって、まったくの形式的概念となったこと、したがって、いわゆる「資本原則」についても反省を要することを指摘し、合せて、法定資本と実質資本の関係を資本の企業会計法構造(その1)において明らかにしたので、次に、利益概念について見解を述べる。通説によれば、利益概念は、貸借対照表上の法定資本を超える純財産の額として、形式的にとらえられている。しかし、以下に論述する様な理由で、これを実質的に構成すべきである。

### 1.3 この論文の対象とする利益概念

#### 1.3.1 形式的利益概念

商法上の通説によれば、株式会社における利益は、貸借対照表の純資産(積極財産から消極財産を控除した額)から、法定資本および法定準備金を控除した額である〔注1〕。従って、企業会計原則上の「資本準備金」(企原第3の4(3)B)の一部及び、財務諸表上の「その他の資本準備金」(財規51③, 要領160, 160の②)は「利益」に属することになる。それは、その立場が、「その他の資本剰余金」(財規51③, 要領160, 160の2)の内容に着目して、これを利益と解するのではなく、もっぱらそれらが貸借対照表上利益算定の控除項目とされる法定資本または法定準備金に含まれないと解することから、反射的に利益にふくまれることになるわけである。これが、ここでいう形式的利益概念にはかならない。

これは、現行商法が財産中心主義の立場に立つ、フランコ・ジャーマン式計算体系の流れをくむと考えられていること〔注2〕, および商法が、290条1項で、「利益の配当は、貸借対照表上の純資産額より①資本、②資本準備金及利益準備金の合計額、③その決算期に積立を必要とする利益準備金、④繰延資産が準備金の合計額を超えるときはその超過額を控除した額を限度として利益配当をすることが出来る」と規定する以外に、利益についての積極的な規定をおいていないことによる。

ドイツ株式法上の利益概念である「純資産」Reingewinnは、年度貸借対照表上の「積極の部の消極の部に対する超過額」der überschuß der Aktivposten über passivposten (Bilanzgewinn)と定義されてお

り(1965年、ドイツ株式法151条4項八木訳)、そこでいう積極の部とは、各種の資産 Vermögen であり、消極の部とは、各種の負債 Verbindlich Keiten, 各種の引当金 Rückstellungen と法定資本 Grund Kapital および準備金 Rücklagen の合計額であるから(1965年ドイツ株式法151条1項)、このような解釈のもとにおける日本商法と同じ体系に属することがあきらかである。

また、昭和25年の改正以前の旧株式会社法上の利益概念も、これと同様であって、積極財産の総額が債務、資本及び準備金の合計を超える額と解されていた〔注3〕, 従って、現在の通説では、これをそのまま踏襲しているわけである。

しかし、ここで注意すべきことは、現行法は、戦後幾多の改正の結果、昭和25年以前の旧法ないしドイツ法とは、少なくとも次の三つの点で、まったくその様相を異にするにいったということである。

第1は、法定資本とともに利益算定のための控除項目とされている「準備金」そのものの意味が変わった。昭和25年以前の旧法では、資本準備金と利益準備金の区別はなく、現行法上資本準備金に属する株式額面超過額(以下「プレミアム」と呼ぶ)は、現行法上の利益準備金に相当するものと区別せず、単に「準備金」の一財源とされていた。そして、プレミアムの本質は利益であって、会社の財産的基礎を強固にするために、この利益の一部の積立を要求しているものであり〔注4〕, 従って、年度利益を源泉とするものと合せて、資本の4分の1に達した場合には、たとえ額面超過額があっても、これを準備金とすることを要しないと解された。また資本欠損の

\* 経営工学科

填補のための取崩順序についても、現行法のような區別（商289Ⅱ）がなかった。

このことは、ドイツ法でも、ほぼ同じで、準備金の財源は、旧法よりも広いが、額面超過額などと年度利益を源泉とするものが、法定準備金 gesetzliche Rücklage の名のもとに包括されており（Aktiengesetz §150. §151）、損失填補のための取崩順序についても、差別はない。

いわば、資本準備金ならびに利益準備金の観念は、旧法（昭和25年以前）およびドイツ法とは無縁のものといってもよいので、この問題に関しては、戦後の改正に際して直接または、間接に模範とされ、その意味で現行法の母法であるアメリカの法制についての考察が必要であって〔注5〕従来のフランコ・ジャーマンの計算体系によるとされているものということができよう。商法上の資本準備金と利益準備金の関係は、企業会計原則ならびに財務諸表規則における資本剰余金と利益剰余金の関係に対応するものであって、この対応方式はひとしくその源流をアメリカ法に仰いでいるのである。

第2に株式会社法上の法定資本の観念が、著しく形式化したことをあげなければならない。昭和25年以前の旧法では「資本は、これを株式に分つ」ものとされていたから、法定資本は出資の総額と一致し、そのかぎりでは、損益算定の基準としての実質性をもっていた。ところが、現行法では、いわゆる「資本と株式の切断」の結果、ほんらい貸借対照表方式により利益を算定する場合の基準として、企業の本質から必然的に由来する、出資額と法定資本とは、必ずしも関係のないものであるため、出資額と結びつくことによって、「債権者保護」という政策以外にも意味をもっていた法定資本は、少なくとも「損益算定基準」としては、空虚なものとなり、従って、それにより算定される利益も、又空虚な内容のものとなる傾向が生じた。この意味で、現行法上の法定資本は、アメリカ流に言えば、株式資本 Capital Stock としてではなく、表示資本 Stated Capital としてのリーガル・キャピタルであるといつてよい。

法定資本は、ほんらい「債権者保護のための配当基準」という別の目的をもっており、これと、「損益算定の基準」とは、一見分離しがたいが〔注6〕、しかし、この両基準はもともと性質を異にするものである。すでにしばしば、述べたように、配当の可否が政策論の問題であるのに対して、損益の観念それ自体は本質論の問題である。

この点に関しては、株式会社のような「債権者保護制度としての資本」を持たない合名会社その他の企業形態の利益概念について再検討が必要である。株式会社以外の企業形態についても、「損益算定の基準としての資本概念」が存在することは、企業の本質上当然のことであ

る。株式会社の利益概念が、他の企業形態にくらべてさえ、形式化しているということは、はたして、物的会社に特有の「債権者保護という政策」から、必然的にそうならなければならないものなのかどうかという点に視点をむけなければならないと思う。

第3に、以上のような意味での法定資本の形式的傾向にもかかわらず、現行法では、昭和25年以前の旧法にくらべて、株式会社における利益概念を実質化させるための要請がいちじるしくなり、それはすでにいくつかの規定に反映している。昭和13年および昭和25年の商法改正による営業用固定財産についての原価による評価の認容（商34Ⅱ—13年）ならびに株式会社についての特則によると、その強制（商285—13年）、繰延勘定制度の採用（商法286・291—13年商法286の2、286の3）がそれである。

これは経済発展の高度化に应ずる株式会社制度の大規模企業による利用、所有と経営の分離、投資証券としての大衆化と株主の第三者化（株主の無機能化）などの一連の現象にかんがみ、従来の債権者保護中心主義に反省が加えられ、債権者ととともに、「企業への投資者である株主」の利益を保護する必要が生じ、そのためにはこれまでのような企業の解体価値を前提とする計算体系を修正して、企業の収益力を表示するために、会計学の発達に負うところの成果計算の観念を導入する必要が強くなってきたことにもつくものである。このような財産計算中心主義から、成果計算的傾向の移行に対処するためには、企業の利害関係者である株主と債権者との利害の調整の問題を、動的・発展的の見地から考察しなければならぬのであって、従来のような利益概念の形式的把握は、この商法そのものの発展的傾向とは、しだいに調和しがたくなりつつあるということについての認識が必要となった。たとえば、繰延勘定ひとつを考えてみても、それが、解体企業においては、ほとんど無意味なものであることはあきらかであって、このような制度を導入した現行法のもとでは、従来の古い観念をもってしては、株主の保護は、もちろん、債権者保護それ自体すら、満足には達成されないということに思い至るべきである。

アメリカをはじめとして、諸外国でも、しだいに、財産計算から成果計算へ貸借対照表から損益計算書へと重心が移動し、たとえ完全な成果計算主義を採用しない場合でも、損益計算書を重視することによって企業の収益力を表示し、債権者ととともに株主の保護をもちかろうとする傾向がみえる。

アメリカでは、この領域においても、従来は判例、慣習などの不文法にたよっていたのであるが、今世紀に入って、第一次および、第二次世界大戦後の二段階にわたって、それぞれ一連の成文会社法が制定されている。第

一段階は、1927年のオハイオ法とそれに続く1928年の統一法（統一事業会社法 uniform Business Corporation Act）を基礎とするもので、主としてニューヨーク法系の貸借対照表方式を採用したものであるが、第二段階として1947年のイリノイ法とそれに続く1950年の模範事業会社法 Model Business Corporation Act をモデルとする一連の法制は、損益計算書方式の長所を導入した。

イギリスでは、もともと成果計算的な傾向が強かったのであるが〔注7〕ことに1948年の会社法はいわゆる第八スケジュールによって、損益計算書の内容についての規定を置いており、収益力の表示を一層重視する意欲のあらわれであるといえることができる〔注8〕。また、1950年には、これまで不完全であったドイツ株式法の損益計算書に関する規定が改正され、更に、1965年に全面的改正が行なわれたので、相対的にみて、かなり充実したものとなった。

更に、フランスでも、商法改正事業の一環として、同様の意図のもとに、従来より損益計算を重視する方向へ進みつつある。

このような世界的傾向に対して、わが株式会社法は、損益計算書の内容について、まったく空白である（商281）。しかし、証券取引法に基づく財務諸表規則は、会計学の理論を反映して、企業の収益力を表示するための詳細な規定をおいている。そして、少くとも、その発行する株式が流動性を有することにより、ほんらい商法が予想する株式会社形態に適する企業に関するかぎり、その財務諸表は、現実の問題として、財務諸表規則に準拠して作成されることになるのであって、その意味で、財務諸表規則は、商法の不十分な損益計算規定をおぎなうものである。従ってこれに徴しても、株式会社の利益概念を、実質的に構成する客観的状況は、十分に熟しているといつて過言でない。

〔注1〕 鈴木竹雄，会社法 161頁

〔注2〕 田中耕，貸借対照表の論理 183，203，204頁

〔注3〕 岡野敬次郎，会社法 488頁

〔注4〕 岡野，464頁

〔注5〕 昭和25年の改正法のモデルとなったのは、1947年のイリノイ法であるといわれる。矢沢一平出・アメリカ会社法の概要

〔注6〕 表示資本 Stated capital という観念は、無額面株式の採用による資本と株式の関係の切断の産物であってそれまでは、法定資本は、株式資本 Capital Stock とよばれていた。

〔注7〕 Levy, Private corporation and their control 1950 P.487

〔注8〕 江村稔「1948年のイギリス法について」企12巻4号 140頁

### 1.3.2 実質的利益概念の構成

前述での考案を要約すると、第一に、資本と利益の本質的關係は、企業の生理を構成するものとして、あらゆる企業の資本は、ほんらい実質的な観念であるから、株式会社においても、政策的差異があるだけで本質的には異別に解する理由はないのであるが、それにもかかわらず、株式会社の法定資本は、いわゆる「資本と株式の関係の切断」を通じて、著しく形式化され、もはや損益算定の基準としての需要に耐えなくなるにいたったこと、第二に現代における大企業の発達、それにともなう「所有と経営の分離」による投資者保護の必要が生じたこと、およびそれを反映する内外の会計学の発達、株式会社関係法令の改正、証券取引法の制定などによって、投資者保護のために、利益概念の実質化と利益の適正な表示の要求が、しだいに実現されつつあり、最近では、とくにその必要が高まり、その条件は整い、時期は熟しているということなどであった。

以上のような趣旨から、株式会社における利益概念は実質的に構成され、損益計算書を中心として算定すべきである。

従って、アメリカ統一法のような貸借対照表方式は、これを取りえないことももちろんであるが、そうかといって、デラウェア法〔注1〕のように、純粹の損益計算書方式を採用することでもまた適当でない。損益計算書方式における利益概念は、損益計算上の当期利益であって、貸借対照表上の資本欠損の存否にかかわらず存在する。これに対して模範法は、まず、決算期の貸借対照表上の法定資本を超える純財産の剰余 Surplus を算出し、（貸借対照表方式）次に、それまでの各期の売上の収益と費用の差額の集計を、利益剰余として認識し（損益計算書方式）、この利益剰余以外の剰余が、反射的に実質資本としての資本の剰余となる。従って、その利益概念は、利益剰余として損益計算書方式的に把握される実質利益であり、企業の収益力を反映する一方、法定資本は、貸借対照表方式的に維持され、配当は、原則として利益剰余からのみ支払われるのであるから、単なる損益計算書方式と異って、資本欠損の填補が配当の要件とされ、債権者保護のためにも欠けるところはないのであり、いわば、両方式の長所を合わせたものといえよう。この論文の利益概念もまた、基本的にはこの方式をとる。

ドイツでは、早くから、シュマーレンバッハやワルプなどによって、成果計算を重視するいわゆる動態理論が展開され〔注2〕、これがしだいに有力になったが、そのわりには、資本会計の領域が閑却され、ドイツ会計学の盲点としてアメリカのそれと異なる点であって、そのことが、ドイツ株式法などの計算規定の不完全さの一因と

なっている。動態理論は、資産と費用の概念については、革命的な発展をもたらしたが、資本関係については、積極性を欠いた感がある。

しかし、ドイツでも株式会社の資本と利益の関係を実質的に構成しようとする試みがないわけではない〔注3〕。たとえば、シュマーレンバッハにおける合計利益 Totalgewinn または、総括利益 Gesamtgewinn の概念は、期間計算の成果としての期間利益 Periodengewinn の合計額として把握されるのであるが〔注4〕、この合計利益は、配当可能合計額の最高限度を示すはずであるという意味で、株式会社における資本と利益の区別の問題に関係づけられるのである。この理論は、即ち、次の如くである。通説によって、理解されているドイツ株式会社における利益概念である「純利益」Reingewinnは、貸借対照表上の消極の部 Passivposten を超える積極の部 Aktivposten の差額（剰余）として算出されるが、このような利益概念は、単に貸借対照表に利益として表示されているというだけの形式的なものであるにすぎない。従って、会社を企業という観点からとらえれば、この純利益は、積極的意義をもたず、それは、単に、その会社の機関が、営業の必要のために不要とみなし、持分所有者に対する分配を株主総会にゆだねたところの数額であって、その意義は、利益配当 Gewinnverteilung のための金額的な枠を定めたものにすぎず、実質的な利益である経営経済学（会計学）上の年度利益 Jahresgewinn とは異なる。それは、「操作しうる」ものであるがゆえに、理論上も事実上も、経営経済学（会計学）的に厳密な額とは言えない。しかし、株式法上の貸借対照表は、成果計算のためにいかなる役割をもつかということが、厳密に検討されるべきであり、この純利益が、会社法の構造上あたえられる機能、即ち実質的資本の指標及び配当可能額の最高限度を示す機能を果たすならば、「純利益」と「現実に稼得された利益」との間には、必然的な——株主または経営機関の意思によって左右しえない——関係が存在するはずである。そして、この関係がシュマーレンバッハのいわゆる合計利益であって年度利益の合計額は、この合計利益との必然的な関係においてのみ存立する。

合計利益は、年度利益の合計額と一致するが、純利益の合計額とは一致しない。それは、合計利益は、清算貸借対照表上の清算利益をふくむ一方、純利益の合計額は、すでに、ある期間の損益計算書上に表示され、かつ貸借対照表上の繰越されている留保利益 Gewinnvertrag または、諸準備金 Rücklagen の取崩額をふくみ、更に損失 Verlustが、年度純利益を源泉としない法定準備金（プレミアムなどの資本注準備金）の取崩しによって填補される場合があるからである。

シュマーレンバッハによる右のような合計利益の概念

は、アメリカの模範法上の剰余利益 earned surplus の概念とその本質を同じくする。両者は、いずれも、損益計算上の各期の利益の合計額として貸借対照表上にあられる。

そして、このような理論は、わが国の株式会社における利益概念を構成するにあたって、これを援用すべきものと思う。貸借対照表上の静的な利益概念は、各期の損益計算書上の動的な利益の合計額から配当その他の処分によって、流出した額を控除した額であると解される。従って、それらは、利益準備金をふくむ留保利益として、法定資本をふくむ実質資本とともに、貸借対照表貸方の「資本の部」を二分することになる。かように、損益計算書上の当期計上利益が、この論文でいう「企業純利益」又は「決算利益」である一方、その集積である貸借対照表上の蓄積利益が、この論文でいう「企業総利益」又は「留保利益」である。この二つの利益概念は、いずれも本質的な概念であるが、これに対して、政策的に重要なのは、決算利益から期間外利益を除いた「当期利益」（当期純利益——法規72，企原第二，5.）と留保利益から利益準備金を除いた「配当可能利益」である。

当期利益は、企業の収益力を表わし、配当可能利益は株主の利益配当請求権の客体の範囲を表わすからである。従って、この両者は、損益計算書及び貸借対照表上にそれぞれ明瞭に表示されなければならない。

商法 290 条は、以上のうち貸借対照表上の本質的利益概念としての「留保利益」の存在を前提として、その配当要件を定めたものと解すべきである。同条は、配当要件を定めたものであって、利益算定の基準ではないからである。

法定資本は、債権者のために維持され、配当の要件として、留保利益から利益準備金を除くことと損失を填補することが要求される。

利益準備金積立の基準である「毎決算期の利益」は、期間外利益を含む損益計算上の決算利益と一致し、利益準備金の資本組入は、留保利益の資本化として把握されなければならない。この点については、いずれも、後に詳しく考察する。

以上は、アメリカの模範法の規定及び、シュマーレンバッハの見解にならって、株式会社における利益概念を構成したものであるが、利益概念の実質的構成としては、これだけでは十分ではない。

模範法では、損益計算書法によって利益を算定し、貸借対照表上の法定資本を超える額であって、しかも利益でないものを、反射的に資本剰余 Capital Surplus としてとらえるわけであるから、利益概念が実質化される反面、資本剰余は、いわゆる「ごみ捨て場」となることによって、資本概念が形式的になるのを避けえない。問題

は、具体的に、何を損益取引とし、何を資本取引と解するかということであり、この点については、資本と利益がディコトミー dichotomy の関係にあることから、この双方を実質的に構成するためには単に一方の側からだけでなく、両方の側から、ことに資本の側から〔注5〕具体的な会計取引について、その性質を確定するための考察が必要である。その意味では、この論文の利益概念は、模範法の立場やシュマーレンバッハの見解よりも、むしろ、1957年のペンシルヴェニア法の立場に接近する。

ペンシルヴェニア法も基本的には、模範法と同じ立場に立つが、ただ、異なるところは、模範法の利益剰余と資本剰余の地位を逆転し、資本剰余の方を積極的に定義し、それ以外の剰余を利益剰余としたことである。次に、同法における資本剰余の定義を掲げる。

“‘Capital Surplus’ means Capital contributed for or assigned to there in excess of the Stated capital applicable thereto (Whether as a result of original issue of shares at amounts in excess of their par or stated value, reduction in par or stated value after issuance, transactions by the corporation in its own shares or otherwise), capital received other than for shares whether from share holders or others, and amounts of surplus arising from revaluation of or unrealized appreciation in assets”

((Pensylvania Business corporation Law (1957) . §2))

即ち、(1)株式の対価であって表示資本に充当されないもの(株式プレミアム)、(2)表示資本を超えてassignされた資本(利益剰余からの資本剰余への組入)、(3)減資剰余 reduction swrplus、(4)自己株式取引による剰余、(5)贈与剰余 donated surplus、(6)評価剰余, revaluation surplus 及び未実現増価 unrealized appreciation などがあげられているが、このほか、同法 908条に基づく合併差益がある。これらは、模範法では、列挙されていないが、解釈上は、だいたい認められているものである。ただ、ランダル対バーリー事件〔注6〕の判断によって会社が利益剰余を持たない場合でも、評価剰余があれば、それからの配当が認められることになったため、単に模範法のような消極的な資本剰余の規定方式では、右の判例がかぶってくることを避けえないのである。ペンシルヴェニア法は、この点をくつがえし、評価剰余の利益性と配当可能を一挙に否認したところに大きな意義がある。そして、その結果、これがもっともこの論文の立場に近い立法例であるといってもよい。

〔注1〕 損益取引の概念を定めて、残りを全部、資本取引とする方式と、資本取引の概念を定めて、残りを

全部損益取引とする方式とがある。

(1) 形式主義的貸借対照表方式—資本を形式的に定め、損益は、貸借対照表上の資産と負債プラス資本との差額とする。

これに属する立法例として、アメリカのオハイオ法(1927年)、ドイツ株式法(1937, 1965)がある。

(2) 実質主義的貸借対照表方式—資本を実質的に定め、損益は、貸借対照表上の資産と負債プラス資本との差額とする。

これに属する立法例として、アメリカのニューヨーク法(1925, 1961制定, 1963施行)とその系列州法がある。

(3) 損益取引主義的損益計算方式—損益は、損益取引により、損益計算書上に算定され、資本は、損益取引以外の取引により発生する。

これに属する立法例として、アメリカのデラウェア法(1935)、イギリス会社法(1947)がある。

(4) 資本取引主義的損益計算書方式—資本取引により増減するものを資本とし、損益は、それ以外の取引により、損益計算書上に算定される。

これに属する立法例としては、アメリカのペンシルヴェニア法(1957)がある。

なお、アメリカの統一事業会社法 (Uniform Business Corporation Act (1928) の系列に属する州法は、(1)の形式主義的貸借対照表方式を採用しているが、同じくアメリカの模範事業会社法 Model Business Corporation Act (1950) および、イリノイ法(1947)の系列に属する州法は、(1)の形式主義的貸借対照表方式と(3)の損益取引主義的損益計算書方式との結合とみられる。

〔注2〕 谷崎 長「動的会計論」

〔注3〕 ○田中誠二「ドイツの新株式法草案における計算規定の特徴とわが商法の改正への示唆」企12巻10号, 2頁以下

○谷崎長「新ドイツ株式法(1965年)計算規定の基本問題」

研究年報Ⅷ(1967)(神戸大学経営学部)59頁以下

○ヴェルディンガー(河本一郎訳)(1965年)「株式法の発展と改正」

神戸法学雑誌16巻4号775頁以下

〔注4〕 Schmalenbach, “Dynamische Bilanz”

土岐政蔵訳「動的貸借対照表論」

〔注5〕 一般に、会計学者は、利益の側から資本を定義する方式をとるが(太田「資本と収益」企2巻1号4頁)、岡部利良教授のように、資本の側から規定するのが合理的であるとする立場もある。岡部「会計学上の資本と利益(2)」会73巻2号87頁

〔注 6〕 Ballantine, on Corporations. P.478~479

## 2. 法律政策より見たる資本

### 2.1 資本の分配と違法性

#### 2.1.1 実質資本の分配

資本と利益の区別が、本質の問題であるのに対して、資本又は利益の分配の可否は、政策の問題である。利益であっても分配不能な利益があるとともに、資本であっても分配可能な資本もありうる。資本であることにより当然に配当不能であり、利益であることにより当然に配当可能でなければならないという考え方は、本質と政策とを混同したものである。しかし、又、政策論であるからといって本質を無視することは、政策論自体としても、すでに邪路におもむいていることになる。本質論としては、少なくとも、利益は分配に適したものであり、資本は分配に適しないものであるということはいえるのであり、かつそれ以上をいうべきではない。それ以上は、政策の問題である。従って、このような本質を十分認識した上で、資本と利益の分配可能性を論ずることが、政策論として賢明であることは、いうまでもない。

すでに考察したように、実質資本は、通常の状態では、法定資本、資本準備金および剰余資本をふくんでいる。

法定資本は、それが債権者保護のための拘束であるところから、株主の意思だけでは、これを分配することができないのは当然であるが、債権者保護手続をともなう資本減少の手続（商法 375条以下）によれば、これを分配することができる。

更に、建設利息を配当すること（商法 291 条）も、資本準備金による緩衝帯を次ぐ場合には、法定資本の払戻であるが、資本準備金が存在する場合でも、留保利益がゼロであるかぎり、それはやはり、「資本の分配」である。

建設利息の配当については、将来発生する利益の前払と解する立場もあるが〔注 1〕、将来利益が発生することは、単に可能性の問題で、遂には不可能であるかも知れないのである。このような場合でもなお、定款の定めにしたがって、建設利息の配当を行なうことは可能であるから、その本質は、資本の一部払戻であり、資本欠損の発生を意味すると解される。

次に、資本準備金は、企業、株主および債権者の利益の調和地帯であって、欠損填補のためにのみ、これを取崩すことができるので（商法 239 条第 1 項）その分配は許されないことになる。

しかし、後に取扱うように、一定の場合には、資本準備金の分配をみとめる必要がある。

もっとも問題なのは、「剰余資本」の分配可能性につ

いてである。これは、資本であって利益ではないので、「利益として」配当の対象とならないのは当然であるが、「資本として」分配することができるかどうかの問題なのである。

民法上の組合では、利益配当のほか、資本分配もみとめられるが、それには、全組合員の同意を要することになっている。民法第 676 条 2 項は、「組合員ハ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得ズ」と規定しており、この規定は、債権者保護のためではなく、まさに、事業維持のために、組合資本の維持をはかったものと解されている〔注 2〕。従って、これは所謂任意規定であって、全組合員の同意があれば、組合事業の継続中に、資本の分配をみとめてよいのである。大正 2 年の大審院の判例は、このことを明確に表明した。

「組合ハ共通ノ資産ニヨリ共同ノ事業ヲ営ムタメニ組織セラルルモノナルヲ以テ、若シ組合員ヨシテ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得セシムルニ於テハ組合ノ営業ヲ阻害シ、其目的ニ反スル結果ヲ生ズルコトアルベシ、是レ民法第 676 条第 2 項ノ規定アル所ニシテ右ノ規定ハ組合ノ一員ガ組合ニ對シテ清算前ニ組合財産ノ分割ヲ求ムルコトヲ得ザラシムルニ止リ、組合ノ全員ガ合意ノ上為ス所ノ分割ヲ許サザル法意ニ非ズ。」〔注 3〕。

合名会社については、利益配当に際し、利益の存在を要件とせず、資本の分配も許されると解されている〔注 4〕。これは、昭和 13 年の改正によって、旧商法 67 条の規定が削除されたことによるもので、立法論としては、問題のあるところであろう〔注 5〕。

しかし、合名会社の内部関係は、一般に、民法上の組合に関する規定が準用されるのであるから（商法第 68 条）、解釈論としても、その資本分配については、全社員員の同意を要するものとすべきである。

以上のように考えると、民法上の組合および合名会社よりも、一層強力に企業の維持が要求される株式会社の場合にも、その実質資本（法定資本と異って、民法上の組合や合名会社の資本に近い）としての剰余資本の分配も、定款の規定または全株主の同意がある場合を除いては、一般には許されないことと考えるのが筋であろう〔注 6〕。

ただ、株式会社にあつては、その団体としての性質上、全株主の同意ということはあまり意味がないので、これに代るべきものとしての株主総会の特別決議まで緩和してもよいと思われる。

ただ、剰余資本は、債権者保護のためのものではないから、法定資本と異って、債権者保護手続の必要はない。

また、剰余資本を分配する場合には、それが「利益の配当」ではなく、「資本の分配」であることを明示する方法を講ずべきであつて、これは立法的に解決すべき問

題である。

長期的な投資株主は、実質資本の分配によって不利益をうけるおそれがあり、短期的投資株主も、利益の配当こそ期待するが、資本の分配は、ほんらい予期せず、また予期すべきでないものであるから、上のように解することは、本質に忠実であるとともに、政策的にも大きな意義をもつのである。

### 2.1.2 剰余資本の違法分配

以上のような考察によれば、剰余資本は、その違法分配については、資本準備金に準ずる取扱をなすべきことになる。

まず、一般に、定款の規定又は株主総会の特別決議を経ない剰余資本の分配は、蝸配当であって、違法であると解すべきである。

従って、会社は、その分配額を、不当利得（民法703条）として株主に対して返還請求することができ、かつ、取締役が、会社に対して、賠償責任を負うべきことについては、法定準備金の場合と変わらない〔注7〕。

ただ、それは、対債権者関係の問題ではないから、株主平等の原則に違反した配当の場合とはほぼ同様の効果〔注8〕をもっと考えられるのであり、従って、取締役の責任も、理論上は、商法第266条1項の1号によるものではなく、5号によることになる。

それゆえに、また、これは蝸配当の一種ではあるが、商法290条の問題とはならない。

290条1項は、蝸配当を一般に禁止したものではなく、債権者保護の実をあげるために、利益配当の要件として、後に考察するように、貸借対照表上の損失の填補と利益準備金繰積立額の控除を要求したものにすぎないからであって、これを受けた同条2項が、債権者に返還請求権を与えているのも、同条件がもつばら、債権者保護のための規定であることに結びついているのである。

従って、剰余資本の配当は、違法配当ではあるが、それだけでは290条違反ではなく、会社債権者の返還請求権は、みとめられない。

罰則についても、右の理論上にしたがう。

即ち、剰余資本を、利益として表示し、又は配当した場合には、不実表示に関する498条1項19号の適用をうけるという点では、資本準備金の場合と同じであるが、準備金の積立に関する同条21号の適用をうけないことはもちろんであって、これが資本準備金と異なる点である。同号は、もつばら法定準備金に関するものであるのに対し、剰余資本は、法定準備金ではないからである。

489条3号の会社財産危険罪は、問題である。これは、同条の構成要件が、剰余資本の分配までを予想しているかどうかによるのであり、刑事法規の性質からみて、類推を排すべきものであろう。

〔注1〕 大住、株式会社社会計の法的考察 215頁。野津務、新会社法概論 225頁 反対、田中誠二、現代会社会計法79、80頁会社法詳論下巻736頁737頁

〔注2〕 我妻栄 — 有泉 亨、債権法コンメンタール 474頁

〔注3〕 大判大正2.6.28 民録19輯573頁

〔注4〕 田中誠二、会社法詳論下 920頁

なお、ドイツの株式合資会社については、資本の分配が株式資本に食い込まないことが要件とされている。Godin-Wilhelmi, Aktiengesetz, §230, Ann,3.

〔注5〕 石井照久、商法I 532頁

〔注6〕 小町谷。イギリス会社法概説、379、380頁 武市春男、イギリス会社法506頁

〔注7〕 違法配当の効果に関する一般の問題については、矢沢「利益配当」続実務株式会社大法講 248頁以下

〔注8〕 石井、453頁

## 2.2 分配の可能性と不可能性

### 2.2.1 分配可能資本

(1) 資本準備金は、資本欠損填補のための取崩がみとめられている点(商法289条1項)、法定資本よりも拘束が弱いが、一方法定資本は減資手続によって減少し、それに相当する会社財産を株主に分配することができるのに対し、資本準備金は、その道がないので、その点では、かえって強く拘束されているようにみえる。もっとも、資本準備金は、取締役会の決議によって、いつでもこれを法定資本に組入れることができるので、この点に関するかぎり実質的には法定資本と大差がなくなる。

しかし、資本準備金を、いままで考察して来たようにとらえれば、法定資本と同等の手続によって、これを減少しかつ分配することを否認する理由はない〔注1〕。従って、立法論としては、この点をあきらかにすべきであるが、解釈論としても通常の資本減少手続による資本準備金の減少は適法であるとする。また利益準備金は、資本ではなく、従って、法定資本とは本質を異にするが、債権者保護のための拘束である点では、これと共通の性質を有するので、これについても、通常の減資手続と同等の手続による減少、分配をみとめてよい。従って、法定準備金の分配は、一般に株主総会の特別決議プラス債権者保護手続を要件とすることになる。

剰余資本の分配については、前節で考察したように、株主総会の特別決議を要件とする。これに対して、剰余利益の分配は、まさに通常の利益配当の問題であるから、それが株主総会の通常決議によってなされることはいうまでもない。

このように、各種の資本および利益について、その拘束程度に段階があり、それはすでに考察したような政策にもとづくものであるが、このうち、資本準備金と剰余資本を区別して取扱う根拠は、剰余資本の範囲が、かならずしも明確でないという以外には、むしろ薄弱である。立法論としては、両者を合わせて剰余資本として想定すべきであろう。

(2) 企業の資本と利益の区別を維持するのは、その本質を反映した政策的要請であって、それは、債権者のみならず株主の利益を保護するためにも意味がある。

すでに考察したように、株主の企業に対するエクィティは、実質資本に対するエクィティ（資本持分）と実質利益に対するエクィティ（利益持分）に分けてとらえることができる。この両者の合計が企業の純財産額に相当し、従って、それが株式の市価を反映するわけであり、また解体企業においては、両者とも株主に分配されることになるのである。しかし、継続企業においては、原則として、利益持分が配当の対象であるのに対して、資本持分は分配の対象ではないのであるから、この2種類のエクィティについて、株主の利害は、著しく異なるものといわなければならない。従って、株主の利益持分の一部が、みだりに資本持分に振替えられることは、利益配当請求権の客体の範囲の減縮を意味し、株主にとっては、耐えがたい不利益である。

株主の利益持分の資本持分への振替の例としては、株式配当、利益準備金の資本組入、利益による株式消却、利益による資本欠損の填補、合併差益の計上、資産再評価法または会社更生における資産再評価による積立金または準備金の計上などの場合を数えることができる。これらの場合には、利益の資本化をともなうが、それは、いずれも法律、定款または株主総会の特別決議にもとづいて行われるのであって、その意味で株主の利害は、十分考慮されることになるので、一応問題はないとみてよい（但し、利益準備金の資本組入については問題があるので後述する）。

## 2.2.2 剰余資本の法定資本化

(1) 取締役会の決議による資本準備金の法定資本への組入（商293の3I）の実質的意義は、資本準備金の積立限度が定められていないところから、それが、法定資本と比較して過大になりうるので、その不均衡を是正するためであると説かれ〔注2〕、また、その法律的意義としては、無償で新株を発行する手段であると考えられているようである。しかし、後者については、資本と株式の関係が切断されている以上、同じく取締役会による「株式の分割」（商293の4）によっても同じ目的を達するし、更に資本組入は、必ずしも株式の発行を伴うものではないのであるから（商293の3II）この「意義」は、本質的なものとはいえない。

結局、この制度の法律の意味は、本来資本欠損の填補のために取崩しえはざる資本準備金を、法定資本に振替えることによって、減資手続によってしか取崩しえないという程度まで、その拘束度を高めるということにあるといわなければならない。

資産再評価法上の再評価積立金については、資本充実法によって、その資本組入の促進がはかられ（資充18）、これに対応して、資本組入法によって、従来株主総会の特別決議を要するとされていたところのその資本組入につき、資本準備金のそれと同格の手続で足りることになった（資組2.3I）。再評価積立金の本質は、資本準備金と異らないのであるから、このような一連の立法の傾向は、右の本質を反映したものであることができる。

一方、資本充実法は、資本欠損填補のための再評価積立金の取崩しについては、従来制限がなく資本準備金のそれと同様に扱われていたのを改めて、減資手続と同様の手続を要するものとして、著しく厳格化した（資充40の2）。

以上のような立法の根拠の1つとして、名目上の高収益、高率配当を是正することがあげられている〔注3〕、立法者の意図は、もちろんそのとおりであると思うが、そのために資本組入の促進をはかるのはわかるとしても、資本欠損填補のための取崩しを、このように厳格にする根拠は薄弱である。更に、実際界において企業の収益率や配当率が、法定資本を基準として計算されているということ自体が、単に惰性的なものにすぎないのであって、企業の業績およびその成果の分配は、すべからず実質資本を基準として算定すべきものであり、それによって、このような政策的配慮も無用となるであろう。

(2) 剰余資本の法定資本組入をみとめるかどうかは1つの問題である。「法定資本化」ということは、「分配不能化」ということに等しいから、債権者に有利である反面、株主には不利である。このことは、さきに触れた資本準備金の資本組入についてもいえることであるが、資本準備金は、単なる剰余資本よりは拘束度が強く、かつ、それは、もともと取締役会の裁量で、法定資本から分離されている資本部分であるから、逆にこれを法定資本化することを取締役会の権限とすることによってバランスを失うことはないのである。

これに対して、剰余資本は、資本の一部として、その法定資本への組入を否定する理由はないとしても、前節で考察したように、株主の合意によって処分できるものであるからその資本組入については、少なくとも株主総会の決議を要件とすべきであると思う。

## 2.2.3 分配の可能化方向と不可能方向

すでに考察したように、資本は、決定資本のほか資本準備金と剰余資本から成り、利益は、利益準備金と剰余利益から成る。資本と利益の区別が本質的であるのに対



して、資本及び利益の内部での区別は、政策的な拘束程度之差である。従って、これらの分配可能化の方向であるところのその取崩の要件は、「債権者の利害」を反映して前のものほど強く、後のものほど弱い。また逆に分配不能化の方向であるところのその法定資本への組入の要件は、「株主の利害」を反映して、前のものほど弱く、後のものほど強いのである。

この関係は、次の図のようにあらわすと理解しやすい。

即ち、各項目の減少分配の要件は、主として債権者保護政策を反映しているのに対し、各項目の法定資本化の要件は、主として株主保護政策を反映している。これは、これまでの考察にもとづき、資本と利益の本質を十分に認識した上での政策論であって、後に考察する利益準備金の資本組入ならびに株式配当も、このような観点から把握されることになる。

法定資本の減少・分配 株主総会特別決議+債権者保護手続 (375/376)

分配可能化	資本準備金の減少・分配	株主総会特別決議+債権者保護手続
	剰余資本の減少・分配	株主総会特別決議
	利益準備金の減少・分配	株主総会通常決議+債権者保護手続
	剰余利益の減少・分配	株主総会通常決議 (利益配当として) (商281. 283)
分配不能化	資本準備金の法定資本化	取締役会決議 (商293の3)
	剰余資本の法定資本化	株主総会通常決議
	利益準備金の法定資本化	株主総会通常決議
	剰余利益の法定資本化	株主総会特別決議 (商293の2) (株式配当として)

〔注 1〕 矢沢 惇「株式会社会計規定改正の問題」企12巻12号134頁

〔注 2〕 大隅健一郎「準備金の資本組入と株式分割」株講 2巻1351頁1352頁  
鈴木竹雄・会社法 157頁大住達雄・株式会社会計の法的考察253頁以下

〔注 3〕 神森 智「再評価積立金資本組入について」松山商大論集10巻2号31頁

## 2.3 資本欠損の填補

### 2.3.1 欠損填補の意義

商法 289 条は、資本の欠損の填補にあてるために、法定準備金を使用することをみとめている。ここで「欠損」というのは、個々の損失ではなく、貸借対照表借方に計上される留保損失を意味し、過去および当期の損益計

算書上に表示された純損失の集計額、即ち当期の決算損失に繰越損失を加えた額である。

従って、それは、貸借対照表貸方に表示される留保利益と共存しうことに注意すべきである〔注1〕。290条1項は、利益配当の要件を定めたものにすぎないから、利益は配当しないかぎり、留保損失は、留保利益と並んで貸借対照表上に計上されるのである。それゆえ、「欠損の填補」というのは、次のような会計処理によって、この両方を対等額で切捨てることであって、会計上の抽象的な手続である。

(借方) 留保利益×××, (貸方) 留保損失×××

この処理からもわかるように、それは、「準備してある金銭」によって、損失の穴をうめるわけでは決してない。

上は、留保利益によって欠損を填補する場合であるが、法定準備金による場合も理論は同じで、法定準備金と留保損失とを、次のように対等額で切捨てるわけである。

(借方) 法定準備金××× (貸方) 留保損失×××

### 2.3.2 資本欠損の意義

商法 289 条にいわゆる「資本の欠損」は、上のような通常の「欠損」の下位概念であることは疑いないが、この「資本」の意味については問題がある。

通説によれば、資本の欠損は、会社の純財産額が、法定資本プラス法定準備金よりも少いとき、その差額を意味する〔注2〕。これは、裏からいえば、貸借対照表上の留保損失が、貸借対照表上の剰余利益を超える場合の差額に等しい。従って、この立場では、資本の欠損という場合の「資本」には、法定資本および資本準備金だけでなく、利益準備金をもふくむことになる。

しかし、商法で資本という場合には、法定資本を意味するのであるから、このような解釈が、法の明文から当然にみちびかれるものでないことはいうまでもないが、次のように理論としても正しくない。

まず、本質論からいえば、「利益」準備金は、利益の拘束額であって、決して「資本」ではない。従って、利益準備金の欠損までを「資本の欠損」というのはおかしい。

次に政策論からいえば、利益準備金は、資本準備金とは異って、企業の維持と債権者保護のため、配当容体から除外された「利益」であるから、欠損がこれに食い込んでいるからといって、実質資本が安泰であるにもかかわらず、ただちにその填補のための取崩しをみとめることは、資本の防壁としてのそのほんらいの役割を没却するものであって、企業維持の精神に反し、また債権者を害することになる。利益準備金に食い込んでいるというだけの欠損は、単なる貸借対照表上の留保損失であっ

て、これを填補するために、法定準備金の取崩をみとめるならば、はじめから利益準備金の制度は無用である。利益準備金で、その金額を填補しようとする欠損は、「利益の欠損」ではあっても、「資本の欠損」ではない。

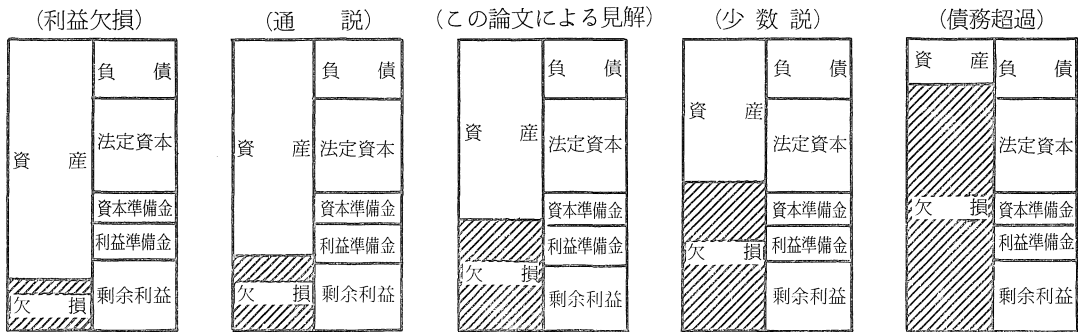
これに対して、本条の資本の欠損は、純財産額が、法定資本額よりも少いとき、その差額を意味するとする異説がある〔注3〕。

この立場では、留保損失が剰余利益プラス法定準備金を超えないかぎり、資本の欠損ではないことになり、したがって、その欠損を填補するための法定準備金の取崩しは許されないことになる。この見解には、通説のような欠点はない。

しかし、資本準備金は、利益準備金とは異って、ほんらい法定資本と同質の「資本」であり、ただ企業の維持と株主の利益を考慮して、欠損が「資本」に食い込んではいないが、法定資本はまだ安泰であるという場合に、資本準備金と欠損との相殺によって、欠損を解消することを目的とするものであるから、欠損が法定資本に食い込まないかぎり、資本準備金を取崩することができないというのでは、はじめから資本準備金の制度は無用である。その上に、本条2項の両準備金の取崩順序についての規定の趣旨にも反するであろう。この立場では、資本の欠

損とは、純財産が、法定資本よりも少い場合、換言すれば、貸借対照表上の留保損失が、剰余利益プラス法定準備金よりも大きく、資本準備金と利益準備金の両方を同時に取崩しても、なおその全部を填補しつくせない場合をいうのであるから、そのような場合に、両準備金間の取崩しの順序を厳格に定めてみても、あまり意味のないことになるのである。このように考えると、本条の「資本の欠損」は、当然のこととして純財産額が法定資本プラス資本準備金よりも少いとき、その差額を意味することになるわけであるが、この論文の立場としては、これまでの考察にもとづき、剰余資本をこれに加えて、資本の欠損とは、実質資本の欠損、換言すれば貸借対照表上の留保損失（欠損）が貸借対照表上の留保利益（剰余利益プラス利益準備金）を超える場合の差額であると解すべきである。これは、商法上の資本として、法定資本とは別に、それをも包含する本質的な実質資本を重視するこの論文の立場にふさわしい。このことは利益の企業会計法構造で考察する配当可能利益の問題を取扱う前提となる。次に、以上の3つの立場による「資本欠損」の貸借対照表を図示し、参考のために、単純な「利益欠損」および「債務超過」の場合も、あわせて掲げておく。

### 資本欠損



(利益欠損), 純財産 < 法定資本 + 法定準備金 + 剰余利益…留保損失 < 剰余利益

(通説), 純財産 < 法定資本 + 法定準備金…留保損失 < 剰余利益

(この論文による見解) 純財産 < 法定資本 + 資本準備金 + 剰余資本…留保損失 <  $\frac{\text{剰余利益} + \text{利益準備金}}{\text{(留保利益)}}$

(少数説), 純財産 < 法定資本…留保損失 < 剰余利益 + 法定準備金

(債務超過), 純財産 < 0…留保損失 < 剰余利益 + 法定準備金 + 法定資本

資本欠損

#### 2.3.3 填補のための取崩順序

資本欠損填補のための準備金の取崩順序については、次の3つの観点に分けて考えることができる。即ち、第1に、資本準備金と利益準備金、第2に、法定準備金と任意準備金、第3に、資本と利益。

この各観点の内部で、そのうちのいずれを先に取崩すべきかということに関するかぎり、第1の点について

は、法の規定するところであり（商法 289II）、また第2の点については、通説によって解決されているので問題はなく〔注4〕、更に第3の点については、資本を後にすべきことが、理論上当然である。

問題の核心は、上のうち、第2と第3の観点、即ち、「法定と任意」の順序と「資本と利益」の順序のいずれを上位の命題としてとらえるかという点にあり、そし

て、これをどう解するかによって、剰余資本の地位が変わってくるのである。

現行法が、「法定準備金」として資本準備金と利益準備金を一括して扱っている点では、前者を上位に予想しているようにも見えるが、一方旧法と異って、その本質にかんがみ、準備金を資本性のものと利益性のものに区別している点では、後者を上位にしているともいえる。けっきょく、問題は、このような形式的な議論では解決しないのであって、ここでも、この論文で今まで考察したような理論を適用しなければならない。

即ち、ここに、「決定か、任意か」ということは、政策的な問題であって、その基礎には、継続企業における本質的な資本と利益の対立関係が横たわっている。アメリカ法の影響のもとに行われた戦後の改正における資本準備金と利益準備金を分離する思想は、これを反映したものであって、本条2項が、その間に取崩順序を定めたことも、これにもとづくものといってよい。

このように考えると、ここでもまず、資本と利益の本質的な関係を前提とし、その枠内において政策的拘束の段階を決すべきであるというこの論文の一般理論に帰省していくことになる。従って、この観点からは、剰余資本は、それが「資本」であるということにより、通説〔注5〕とは逆に、法定利益準備金をふくむいかなる利益よりも、後に取崩すべきこととなるのであり、そして、この結論は、さきに考察したように、「欠損」が、剰余利益プラス利益準備金を超える場合、即ち、実質資本の欠損を、本条の「資本の欠損」と解するこの論文の立場とよく調和するのである。利益準備金で填補しつづけるような欠損は、資本の欠損とはいえないのである。

次に、実質資本の内部での取崩順位については、企業会計原則の注解〔注八〕では、これを三段階に分けているけれども、すでに考察したように、実質資本は、政策的な拘束を除いては、つねに一体として扱うべきであるから、このような差別を設けるべきではなく、剰余資本、資本準備金の順序で取崩すべきである〔注6〕。

なお、意見書（第12の6）は、いわゆる資本的損失の賦課にあてる必要があることを理由として、本項の削除を要求している。しかし、資本的損失の賦課は、むしろ第1項の問題であるから、この理由は適切でない。

本項のように、法が両準備金間の使用順序を定めることは、利益準備金が存在する間は、資本準備金を取崩しえないという重要な意味をもつものであり、かつ以上のように、資本準備金以外の剰余資本をも、利益準備金よりも後に取崩すことも解釈上可能であるから、「公正妥当な会計原則」の立場とも、決して矛盾しないのである。

ただ、その逆も違法でないことはもちろんである。

そこで、立法論としては、欠損填補のための取崩順序

を、次のように明規することが望ましい。

- (1), 剰余利益
- (2), 利益準備金
- (3), 剰余資本
- (4), 資本準備金

〔注1〕 通説が、損失を填補することはかならずしも必要でないと解していることからみて、この結論は疑いない。この点について、田中耕太郎・改訂会社法概論、431頁 田中誠二「資本と準備金」構講四巻1297頁

〔注2〕 田中耕・430頁、鈴木竹雄・会社法157頁、石井照久・商法I 44頁田中誠・1297頁・矢沢・企業会計法講義59頁

〔注3〕 池田竜彦「配当可能利益に対する商法の立場」会計77巻5号112頁

〔注4〕 大住達雄・株式会社会計の法的考察、224頁

〔注5〕 田中 誠・現代会社法60頁以下、矢沢・55頁大住・249頁

〔注6〕 木村重義・体系近代会计学426頁

## 2.4 資本損失の賦課

### 2.4.1 資本損失と資本準備金

ここで、資本損失というのは、資本欠損とは異り、個々の資本取引によって生ずるマイナス剰余であって、減資差損、評価差損、資本修正差損などのほか、開業前の損失、株式発行費用など資本取引にもとづいて発生する一切の損費をふくむ。これらのものが、通常の損益取引による費用と異って、収益に賦課されるべきではなく資本に賦課されるべきものであることは、同じく資本取引により生ずるプラス剰余が「資本」を構成することから、本質論としては当然であろう（意見書にいわゆる「資本剰余金の負担すべき特定の損失」一意第12の6）。

ただ、政策的には、法定資本および資本準備金の制度による拘束があって、その取崩は、資本減少手続によるかまたは資本欠損填補のため以外にはみとめられていないことから〔注1〕、現実には減資手続による法定資本または、資本準備金の減少（減資手続によって資本準備金を減少することができることについては、2.2.1 参照）を同時に行わないかぎり、剰余資本のみに賦課されることになる。

しかし、法定資本はともかく、資本準備金に対してこれらの賦課をみとめない理由は薄弱であるから、立法論としては、商法289条1項を改正して、資本準備金への資本損失の賦課をみとめるか、あるいは資本準備金の制度を廃止して、アメリカ法のように、一本の剰余資本 Surplus Capital にまとめるかのいずれかの方式を採用することが、本質を反映し、かつ政策的にも企業の収益力の正確な表示に寄与するゆえんである。

現に、資産再評価法は、再評価積立金に対する資産の評価差損および売却差損の賦課をみとめており（資産再評価法104・107）、又保険業法は、財産の評価差益または売却差益に対するその評価差損または売却差損の賦課をみとめている（保業、87条）

次に、創業費や株式発行費用などは、営業費用ではなく資本取引によるものであるから、これを剰余資本に賦課することは、もちろんみとめられるが、立法論としては、更に一步進んで、資本準備金への賦課をみとめるべきである。また、建設利息についても同様に解する。

この点に関しては、イギリス会社法56条第2項が、株式プレミアムに対して、創業費preliminary expenses, 株式または社債の発行費用・手数料・割引料, および株式または社債の償還プレミアムなどのチャージをみとめ〔注2〕、1965年ドイツ株式150条第3項が、法定準備金に対して、年度欠損金の填補及び前年度からの繰越損失の償却のための賦課をみとめていることが参考になる〔注3〕。

#### 2.4.2 資本損益の一体性

資本は、政策的な拘束を別にすれば、これを一体として扱うべきであるから、資本損失もつねに一体として無差別に、剰余資本に賦課される〔注4〕。

従って、立法論として資本準備金への賦課を認める場合にも、減資差損は減資差益に、評価差損は評価差益にというのではなく、プレミアムや払込剰余金をふくむ一体としての資本準備金への賦課をみとめ、また同じく、資本取引による創業費、株式発行費、建設利息なども、単にプレミアムや払込剰余金に対してだけではなく、減資差益や合併差益をふくむ一体として資本準備金への賦課をみとめるべきである。

実質資本は、本質的に、一体をなしているものであって、その中にプレミアム、減資差益ないし評価差益などの「種々の資本」があるわけではなく、またたとえば減資差益と減資差損は、ともに法定資本の減少によって生ずる差額であるという以外には、とくに両者の間に必然的な関係があるわけではないのであるから、減資差損を、とくに減資差益だけにチャージすべきであるとか、減資差益以外の実質資本にチャージするくらいならむしろ利益にチャージすべきであるとかいうことは、理由がないのである。

ただ、資本準備金制度を維持しつつ、これへのチャージをみとめる場合には、その拘束度の関係から、まず無拘束の剰余資本にチャージし、それを超える残余のみを資本準備金にチャージすることになるのが当然であるが、これについては、資本準備金制度を廃止して、法定資本以外の実質資本は、これを剰余資本一本にまとめ、これを政策的に規制するという行き方のほうが一層すっきりする。

現行法では、剰余資本を上回る資本損失は、資本減少手続をとらないかぎり、剰余利益にチャージするほかはない〔注5〕。また、かりに、資本準備金へのチャージをみとめても、資本損失が、剰余資本プラス資本準備金の額を超えている場合には、法定資本へのチャージがみとめられない以上、やはり同じ問題がおこることを避けえない〔注6〕。このことは、もっぱら政策的な要請によるもので、本質的にみれば、利益の資本化の一場合であるといつてよい。

本質は、無視すべきではないが、それもまた絶対ではない。政策的な要請が、より強力な場合には、政策は本質とは独立に作用する〔注7〕。

しかし、上の場合に、資本損失の利益へのチャージをみとめることは、企業の収益力の算定および表示をゆがめる結果になるので、政策論としても、本質を尊重して、債務者保護の要請と企業の収益力把握の要請とを調和する方向に持っていくことが正しい態度である。

従って、資本損失が、剰余資本を超える場合には、その超過額を、繰延項目として借方に掲げ、これを後に発生する剰余資本にチャージするか、その他の繰延資産と同様にその後の利益によって、徐々に償却するというようなみちを開くべきであろう。

#### 2.4.3 減資差損の性質

減資差損については、それが引退株主への一種の利益分配であるということを理由として、これを利益にチャージすべきであるとする見解がある〔注8〕。

しかし、この論文のように、このような差額の発生原因自体（法定資本減少という会計上の取引）の資本取引性に着目する立場からは、減資差益と減資差損とはプラスとマイナスの差こそあれ、ともに資本性を有するとみとめられるのであって、従って、減資差損を利益にチャージすることは、政策論としてはともかく、少くとも本質論としては、賛成しがたい。

〔注1〕 田中誠二「資本と準備金」株講4巻1297頁

〔注2〕 小町谷操三「イギリス会社法概説」395頁  
武市春男「イギリス会社法」501頁

〔注3〕 1965年ドイツ株式法150条3項（神戸法学雑誌16巻4号）

Godin・Wilhemi・Aktiengesetz 150条(1965年版)

〔注4〕 木村重義・会計学研究188頁以下

〔注5〕 木村重義教授は、この場合には法定資本の欠損そのものであるから、それゆえに、利益をもって、これを填補するのが理論的であるとされている。

〔注6〕 資本を源泉別に区分計理する立場では、この問題に関連して、一層複雑困難な問題がおこることを避けえない。山下勝治「剰余金区分原則

の限界」産11巻8号27頁

〔注 7〕 バランタインは、政策的見地から、資本損失の剰余資金へのチャージに反対している。

Ballantine, On Corporations P. 590

〔注 8〕 丹波康太郎・資本会計 63頁

## 2.5 政策的要請による資本の利益化

資本と利益の区別は、本質的な問題であるが、継続企業において、政策的に企業の債権者および投資者を保護するためには、この区別を継続的に維持することが必要である。

企業会計原則が、「正当な理由がなければ、資本剰余金を利益剰余金に直接または間接に振替えてはならない」（企原第2の6）と宣明しているのは、この趣旨にもとづく。

また、同原則には、とくにうたっていないが、正当な理由がなくして、利益剰余金を資本剰余金に振替えること（利益の資本化）も、同様に好ましくない。資本の利益化が債権者を害するのに対し、利益の資本化は株主を害し、かつ両者はともに、企業の計理の実態をゆがめて表示することになるからである。

企業会計原則注解〔注 7〕は、「正当な理由」による資本剰余金の利益剰余金への振替の例をあげている。

即ち、直接振替の例として、建設助成金または工事負担金によって建設した固定資産が、災害その他の理由で滅失または廃棄されたことによって生じた損失につき、これらの資本剰余金へのチャージをみとめ(1)ロ、更に、間接振替の例として、再評価固定資産の陳腐化に

よる減価の当該資産の評価差額へのチャージ(2)イ)、および資本助成のための受贈資産の評価差損の当該贈与剰余金へのチャージ(2)ロ)、をあげている。

しかし、贈与性剰余は、その贈与の目的によって、また評価性剰余は、その評価が貨幣価値の変動による資産価額の認識であるかどうかによって、それぞれ資本性または利益性を帯びるのであって、それによって取得した財産の運命とは関係がないはずである。また、かりに、このような損失が、資本取引によるものであるとしても、剰余資本は、ほんらい一体のものであって、そのうちの贈与剰余または評価差額だけに、これを結びつけるのは理論的でない。注解の立場は、一定の政策的見地から、とくにこのようなチャージをみとめる趣旨ならばともかく、少なくとも本質論としては根拠がない〔注1〕。

なお、注解のあげるもう一つの例、即ち、利益剰余金をもって、なお填補することのできない欠損の填補にあてるため、資本剰余金を取崩して使用する場合(1)イ)についても、木村重義教授によって、これはすでに企業基金(資本)に食込んだ欠損を填補するのであるから、「振替」とみる必要はないと批判されている〔注 2〕。

しかし、資本欠損填補の場合であっても、ほんらい利益をもって填補すべき損費を、政策的に資本をもって填補することを許すのであると解すれば、それはやはり資本の利益化の一場合であって、この点だけは、理論上、「振替」とみてよいと思う。

〔注 1〕 同旨、丹波・資本会計 58頁。

〔注 2〕 木村重義・体系近代化会計学 425頁。